

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	669	550	551	531
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	△ 122	122	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	547	672	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	398	295	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-
		-	5	2	4	3	5	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度	-
-		150	150	150	149	149	-		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ・A事案区域における環境調査等件数: 地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシニン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地変更の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・A事案区域の環境調査等に関しては、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシニン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勘案し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。 【測定指標】 ・引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシニン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシニン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	---

担当部局名	環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境リスク評価室長 笠松 淳也	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	----------	--------------------	--------------------	----------	---------